

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	市民・文化スポーツ部	文化振興課
指摘の内容	<p>収入事務関係 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品売払収入（図書等頒布収入）において、下半期分の卸売代金の請求がなされていなかった。 (1件) (覚書) 	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認遺漏が原因であることから、今後は、文化財係及び市史編纂室それぞれの部署において同一のチェックリストを作成し、それにより業務を確認し遺漏ないようにします。 なお、今回のご指摘により、請求遺漏が判明したことから、速やかに請求し入金いただきました。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。